

財関第698号  
平成21年6月19日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡 博

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて」等の一部改正について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に基づく米穀等の輸入に係る取扱いの変更等に伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）等の一部を下記のとおり改正し、平成21年6月19日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについての一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。